



里親とは？



～里親家庭についてご理解とご協力を～

学校関係、医療関係者の皆様へ

里親について

子どもの健やかな成長は、家庭の温かい愛情に支えられています。
 しかし、親の病気や虐待など様々な理由により、
 家庭で生活をする事ができない子どもたちがいます。
 里親はそのような子どもたちを、温かく見守って、自らの家庭で養育します。
 里親には **養育里親**（専門里親、ファミリーホームを含む）、
養子縁組里親、**親族里親** があります。
 子どもを数日～2ヶ月程度預かったり、夏休みや年末年始等に
 児童養護施設等で生活をする子どもを2泊3日程度預かったりするなど、
 様々な形で子どもたちと関わっています。

養育里親

親が育てることができない、
 または親がいない子どもを養育する里親です。
 親が育てられない期間だけ
 養育をおこないます。

養子縁組里親

養子縁組を前提に子どもを養育する里親です。
 子どもと特別養子縁組し
 養育を行うことが多いです。
 ※特別養子縁組…養子と実の親族関係を終了させる縁組。原則として家庭裁判所の審判により成立します。

里親登録証

氏名 赤城 太郎
 生年月日 19〇〇年〇月〇日
 住所 前橋市大手町一丁目1番1号
 登録番号 第〇〇〇〇号
 登録年月日 2019年3月20日
 有効期日 2024年3月31日

上記の者は、児童福祉法に規定する里親であり、群馬県知事が作成する里親名簿に登録された者であることを証します。
 2019年3月20日 群馬県知事

【里親登録証に関する注意事項】

- ・この登録証は、他人に貸与し、又は譲渡しないでください。
- ・この登録証の記載事項に変更が生じたとき又はこの登録証を紛失、き損したときは、児童相談所に届け出てください。
- ・里親名簿の登録が削除されたときは、速やかにこの登録証を返納してください。

発行者
 群馬県子ども未来部児童福祉課
 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
 電話 027-226-2628

里親登録証

群馬県の里親は県の発行した
 「里親登録証」を持っています。

発行：群馬県里親の会（事務局）

〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12
 TEL027-255-6034 / FAX027-255-6173 E-mail: satooya@g-shakyo.or.jp

群馬県子ども未来部児童福祉課

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1
 TEL027-226-2628 / FAX027-223-6526 E-mail: jidouka@pref.gunma.lg.jp



2019年8月発行